

2020年3月吉日

お客様各位

キャンシステム株式会社

## 消費税改正に伴う差額消費税ご請求に関するお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日（以下、「改正日」）から消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます）の税率が10%へ引きあがっております。

これにより弊社からお客様へのご請求に関しましては、新税率が適用を受けるため以下のとおりご案内申し上げます。

末筆ながら本通知が大変遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 消費税等の改正について

改正日以降は、経過措置を除き10%（消費税7.8%＋地方消費税2.2%）の消費税率が適用されています。

また、軽減税率制度の対象となるサービスにつきましては、改正日以降、軽減税率8%（消費税6.24%＋地方消費税1.76%）が適用されています。

#### 2. 弊社サービスへの適用について

改正日以降にご提供する弊社サービスにつきましては、下記の経過措置及び消費税の軽減税率制度の対象となるサービスを除き、消費税率10%にてご請求をさせていただくことになります。

契約等に基づき改正日以前にご請求する場合、サービス提供期間が改正日以降に係る部分は、消費税率10%にて計算されることになります。

サービス提供期間が改正日以降に係る部分について消費税率を改正前の8%にて計算し、請求させていただいたものについて、消費税法及びご契約に基づき、新税率10%と旧税率8%の差額分（2%）を別途（2020年3月以降）ご請求させていただきます。

なお、差額処理についてご不明な点は、貴社の顧問税理士またはお近くの税務署へご相談ください。

#### 3. 弊社における経過措置及び軽減税率制度の対象サービスについて

弊社の取り扱う一部サービス＜例：日本の山水による飲料水の販売＞については、軽減税率制度の対象サービスとなるため、改正日以降も軽減税率8%を適用し、請求させていただいております。

以上

【よくあるご質問】

消費税率改正に伴い、契約書の交わし直しは必要か。

必要ございません。

いきなり「差額消費税の請求書」が届いた。事前に告知するべきではないか。

弊社サービスへの新税率 10%の適用につきましては、コーポレートサイトの 2019 年 10 月 2 日付「消費税改正に伴う対応に関するお知らせ」欄にてご案内させていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

増税は 2019 年 10 月 1 日だが、差額請求がこの時期(2020 年 3 月)になった理由は何か。

コーポレートサイトには 2019 年 10 月 2 日付で、ご案内差し上げましたが、社内の請求システムの仕様により、差額請求額の算定に時間を要し、この時期の請求となりました。お客様にはご迷惑おかけしますが、何卒ご理解賜りたく、よろしくお願い致します。

すでに年間一括払いで 2019 年 10 月以降の料金を支払い済みだが問題ないか。

旧税率 8%で以前にご請求している分につきましては、新税率 10%と旧税率 8%の差額分 (2%) を別途 (2019 年 10 月以降) ご請求させていただきます。

「差額消費税の請求書」が届いたが、これは何の料金か。

税率改正日以降のご利用分を旧税率 8%で以前にご請求しているお客様に、新税率 10%と旧税率 8%の差額分 (2%) としてコンビニ払い請求書をお送りしております。

「差額消費税の請求書」が届いたが、税率改正前に年間一括払いで支払っているのに差額を支払う必要はないのではないか。

以前に旧税率 8%でお支払いをされている場合でも、サービス提供期間が改正日以降のご利用分は、新税率 10%と旧税率 8%の差額 (2%) が発生するためご請求書をお送りしております。

「差額消費税の請求書」が届いたが、次年度分へ合算して請求して欲しい。

誠に恐れ入りますが、次年度と合算でのご請求が出来かねますため、お送りしたご請求書にてお支払いいただけますようお願い申し上げます。

「差額消費税の請求書」が届いたが、銀行引落もしくはクレジットカードで請求して欲しい。

誠に恐れ入りますが、銀行引落しやクレジットカードへのご変更は出来かねますため、お送りしたコンビニ払い請求書にてお支払いいただけますようお願い申し上げます。

「差額消費税の請求書」が届いたが、サービス利用料の請求書と振込先が異なるため、同じ口座に振り込みしたい。

誠に恐れ入りますが、それぞれお振込みいただけますようお願い申し上げます。

「差額消費税の請求書」が届いたが、請求額より振込手数料の方が高い。

コンビニ払い請求書になっておりますので振込手数料はかかりません。

お支払い可能なコンビニエンスストアについては、ご請求書の裏面にてご確認ください。

定期代などは9月に6ヶ月分購入すると8%なのになぜ、BGM年払いは差額が発生するのか？

国税庁の通知にあります通り、定期代その他、経過措置が適用される取引については、改正日前日までに対価の支払いが行われたものは、改正前の税率が適用されることとなっております。当社が提供するBGMサービス、クラウドカメラサービス等については、経過措置の適用がなく、改正日以降の役務提供については新税率10%が適用されるため、差額の請求をさせていただくこととなります。

「差額消費税」は法的に問題ないのか？ 消費税法とはどのような法なのか？

当社が提供するBGMサービス、クラウドカメラサービス等については、軽減税率の対象外であり、また経過措置の適用もありませんので、新税率10%での請求および差額消費税の請求については、法令上問題ございません。

また、消費税法とは、消費税について定めた法律(昭和63年法律第108号)であり、資産の譲渡等に対する税金について、定められているもので、所管官庁は国税庁となります。